

選挙管理委員会議案

(3 1 年第 4 回)

上 三 川 町

会 議 次 第

平成 3 1 年 4 月 7 日 午前 9 時 3 0 分

上三川町役場 2 階 応接室

1 開会

2 挨拶

3 議事

- 議案第 1 号 上三川町長選挙における各投票区の投票所の場所について
- 議案第 2 号 上三川町長選挙における期日前投票所の投票所の場所について
- 議案第 3 号 上三川町長選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名について
- 議案第 4 号 上三川町長選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時について
- 議案第 5 号 上三川町長選挙における選挙会の場所及び日時並びに開票の事務と併せて行うかどうかについて
- 議案第 6 号 上三川町長選挙における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について
- 議案第 7 号 上三川町長選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる期日について
- 議案第 8 号 上三川町長選挙における任意制選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第 9 号 上三川町長選挙における不在者投票に関する委員会の定める日について

議案第 1 0 号 上三川町長選挙における選挙運動に関する収支及び支出の報告書要旨の公表方法について

議案第 1 1 号 上三川町長選挙における投票所の投票立会人について

議案第 1 2 号 上三川土地改良区総代選挙の選挙の期日等について

議案第 1 3 号 上三川土地改良区総代選挙の各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について

議案第 1 4 号 上三川土地改良区総代選挙の各選挙区の選挙立会人の選任について

議案第 1 5 号 上三川土地改良区総代選挙の投票用紙の様式について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

上三川町長選挙における各投票区の投票所の場所について

平成 31 年 4 月 21 日執行の上三川町長選挙について、各投票区の投票所を次の場所に設けるものとする。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	投票所名	所 在
第 1 投票区	本郷小学校体育館	上三川町大字東蓼沼 2 5 1 番地
第 2 投票区	本郷北コミュニティセンターホール	上三川町大字西汗 1 5 2 8 番地 1
第 3 投票区	坂上小学校体育館	上三川町大字坂上 6 2 8 番地
第 4 投票区	中央公民館大ホール	上三川町大字上三川 3 9 7 0 番地
第 5 投票区	上三川町役場町民ホール	上三川町しらさぎ一丁目 1 番地
第 6 投票区	上三川小学校体育館	上三川町大字上三川 4 5 9 4 番地
第 7 投票区	明治南小学校体育館	上三川町大字多功 1 4 1 2 番地
第 8 投票区	明治コミュニティセンターホール	上三川町大字大山 5 5 8 番地 1
第 9 投票区	北小学校体育館	上三川町大字上蒲生 1 7 2 5 番地

議案第 2 号

上三川町長選挙における期日前投票所の投票所の場所について

平成 31 年 4 月 21 日執行の上三川町長選挙について、期日前投票所を上三川町
しらさぎ一丁目 1 番地上三川町役場町民ホールに設けるものとする。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

議案第 3 号

上三川町長選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名
について

平成 31 年 4 月 21 日に行う上三川町長選挙について、公職選挙法（昭和 25 年
法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）
第 67 条第 1 項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選
任するものとする。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名

議案第 4 号

上三川町長選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時について

平成 31 年 4 月 21 日に行う上三川町長選挙における選挙立会人のくじは、次により行う。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

- 1 場所 上三川町しらさぎ一丁目 1 番地 上三川町役場
- 2 日時 平成 31 年 4 月 18 日 午後 5 時 30 分

議案第 5 号

上三川町長選挙における選挙会の場所及び日時並びに開票の事務と併せて行うかどうかについて

平成 31 年 4 月 21 日に行う上三川町長選挙の選挙会は、開票の事務と併せて次により行う。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

- 1 場所 上三川町大字上三川 4 2 7 0 番地 上三川町体育センター
- 2 日時 平成 31 年 4 月 21 日 午後 9 時

議案第6号

上三川町長選挙における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序のくじ
を行う場所及び日時について

平成31年4月21日に行われる上三川町長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文の規定による掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を栃木県選挙等執行規程（昭和25年栃木県選挙管理委員会告示第9号）第36条の2第2項の規定により次のように定める。

平成31年4月7日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時

場所	上三川町しらさぎ一丁目1番地 上三川町役場
日時	平成31年4月16日 午後5時45分

議案第 7 号

上三川町長選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる期
日について

平成 31 年 4 月 21 日に行う上三川町長選挙において、上三川町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 58 年上三川町条例第 20 号）第 1 条第 1 項の規定によるポスター掲示場には、平成 31 年 4 月 16 日から公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 143 条第 1 項第 5 号のポスターを掲示することができる。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

議案第 8 号

上三川町長選挙における任意制選挙公報掲載文の掲載順序を定める

くじを行う場所及び日時について

平成 31 年 4 月 21 日執行の上三川町長選挙における各候補者の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行う。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

- 1 場所 上三川町しらさぎ一丁目 1 番地 上三川町役場
- 2 日時 平成 31 年 4 月 16 日 午後 5 時 30 分

議案第9号

上三川町長選挙における不在者投票に関する委員会の定める日について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第3項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、平成31年4月21日執行の上三川町長選挙については、選挙の期日の告示の日の前日とする。

平成31年4月7日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

議案第 10 号

上三川町長選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書要
旨の公表方法について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 2 項の規定による選挙運
動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表方法については、告示をもって公表す
る。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

議案第 1 1 号

上三川町長選挙における投票所の投票立会人について

平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の上三川町長選挙について、各投票区の投票立会人を次のとおり選任するものとする。

平成 3 1 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区	選任月日	住所	生年月日	党派	氏名
第 1 投票区	4 月 7 日	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
第 2 投票区	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
第 3 投票区	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
第 4 投票区	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
第 5 投票区	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
第 6 投票区	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
第 7 投票区	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
第 8 投票区	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
第 9 投票区	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				
	4 月 7 日				

議案第 12 号

上三川町土地改良区総代選挙の選挙の期日等について

上三川町土地改良区の総代は、平成 31 年 5 月 26 日に任期が満了するので、土地改良法施行令第 6 条第 1 項の規定により、上三川町土地改良区の総代の一般選挙を次により行う。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

- 1 選挙の期日 平成 31 年 5 月 17 日
- 2 投票時間 午前 9 時から午後 3 時
- 3 選挙すべき総代の数 90 人
- 4 選挙区
第 1 選挙区 44 人
第 2 選挙区 26 人
第 3 選挙区 15 人
第 4 選挙区 5 人

議案第 13 号

上三川町土地改良区総代選挙の各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について

平成 31 年 5 月 17 日に行う上三川町土地改良区総代選挙について、土地改良法施行令第 8 条第 1 項及び同条第 3 項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のように選任するものとする。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

選挙区名	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第 1 選挙区				
第 2 選挙区				
第 3 選挙区				
第 4 選挙区				

議案第14号

上三川町土地改良区総代選挙の各選挙区の選挙立会人の選任について

平成31年5月17日に行う上三川町土地改良区総代選挙につき、各選挙区の選挙立会人を次のとおり選任するものとする。

平成31年4月7日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		
第2選挙区		
第3選挙区		
第4選挙区		

議案第 15 号

上三川町土地改良区総代選挙の投票用紙の様式について

土地改良法施行令第 11 条第 1 項の規定により上三川町土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のように定める。

平成 31 年 4 月 7 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

<p>候補者氏名</p>	<p>かみのかわまちとちかいりょうくそうだいせんきよとうひょう 上三川町土地改良区総代選挙投票</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>上三川町 選挙管理 委員会印</p>
--------------	--